第９号　平成29年２月発行

民生委員・児童委員
シンボルマーク

江津市 民児協だより

江津市民生児童委員協議会

事務局／江津市社会福祉協議会内
〒695-0011 江津市江津町1110-17
TEL 52－2474　FAX 52－2308

ごあいさつ

江津市民生児童委員協議会
会長　鹿　森　偉左雄

江津市の皆様には日頃より、私達民生委員・児童委員の活動にご理解、ご協力をいただき深くお礼申し上げます。

このたび、平成28年12月１日一斉改選で会長に就任致しました。微力ながら今後３年間、市内110名の民生委員・児童委員と共に「誰もが安心して暮らせる地域づくり」に取り組んでいきます。核家族・単身世帯の増加により人間関係が希薄になる中での自然災害においては、各地区における民児協の取組みの重要性を最も感じているところです。

また、平成29年は民生委員制度創設100周年にあたります。これからの民生委員活動の充実発展を願うと共に、私達民生委員・児童委員は、それぞれの担当地域で皆様が抱えている問題について相談をうけ、関係専門機関等に繋げるなどして解決に向けてのお手伝いをします。いつでも気軽に声をかけて下さい。プライバシーは必ず守られます。

今後も支え合う地域づくりに努力してまいりますので、市民の皆様のご指導、ご協力をよろしくお願い致します。

様々な問題に取り組む民生委員・児童委員のはたらきを紹介します。

民生委員・児童委員活動７つのはたらき

① **社会調査のはたらき**
担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。

② **相談のはたらき**
地域住民が抱えている問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

③ **情報提供のはたらき**
社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

④ **連絡通報のはたらき**
住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

⑤ **調整のはたらき**
住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。

⑥ **生活支援のはたらき**
住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

⑦ **意見具申のはたらき**
活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。

民児協 活動紹介

私達の自主研修会

「施設見学とふれあい研修」

桜江地区民児協

桜江地区民生委員児童委員は、秋晴れの10月、18名が参加し、広島の介護用品レンタル・販売施設「エコール・デイ高揚」及び「メゾン・ド・エンタ廿日市」で視察研修を行いました。

サービス付高齢者向け住宅と保育園を併設した「メゾン・ド・エンタ廿日市」では、研修の場を設けていただくなどし、園児や高齢者・職員の皆様との楽しい交流もできました。直接体験できた介護用品にも近年の進歩を感じながら、帰路につきました。

地域で見守りつづける

「登下校見守り活動」

江津中央地区民児協渡津支部

渡津支部の民生委員・児童委員は、５月の活動強化週間に、渡津小学校児童の「登下校見守り活動」を行いました。

登校時は各地区の児童の登校時間帯に合わせ児童と一緒に歩いて登校、下校時には学校から各地区まで一緒に帰ります。

下校時には雨が降ってきましたが、児童達は傘をさして元気に帰宅しました。

家の遠い児童は、片道２キロもの徒歩通学です。交通量も多く、登下校時の見守り活動の大切さを感じています。

地域の素晴らしさを体験

「夏休み自然体験交流」

松平地区民児協

松平地区民生児童委員協議会は、７月24日夏休み、児童に地域の素晴らしさを感じてもらおうと、「江の川を活かした自然体験交流」を松川町の河原で開催しました。当日はスタッフ等総勢58名の参加により、水鉄砲づくりと鮎の掴み取りを体験しました。

苦戦しながら鮎の掴み取りに挑戦した児童達も、体験交流の終わりには、掴み取りした鮎の塩焼きにおにぎりをいただき、自然体験のすばらしさを感じた一日でした。

旧交を温めて

「施設へ激励訪問」

川波地区民児協

川波地区民生児童委員協議会では、地域にあるグループホーム「モモ」を訪問し、入所者の皆さんと楽しく時を過ごさせていただいています。

波子支部は今年で３年目になりますが、敬川支部は訪問年数も長く、民生委員・児童委員と顔見知りの方もあり、旧交を温められる方々も見受けられました。

七夕の翌日訪問したこともあり、「たなばたさま」を皮切りに、童謡、流行歌を参加者全員で楽しく歌い、訪問活動は終了となりました。

平成29年は民生委員制度創設100周年

平成29年は、民生委員制度の源である済世顧問制度の創設から100周年にあたります。江津市民生児童委員協議会でも民生委員・児童委員の活動内容への理解を深めていただくために、市民児協・単位民児協でPR活動をおこないます。

地域住民の身近な相談相手として、わがまちの民生委員・児童委員を知っていただき、また、活動にも目をむけていただくよう100周年という節目にあたり、地域の皆様方への広報活動を展開いたします。

生活困窮者自立支援制度と連携した生活福祉資金の貸付について

生活福祉資金貸付制度における他の貸付制度と異なる特長は、低所得世帯等に対し必要な資金貸付を行うだけでなく、貸付後も民生委員や社協職員が継続的に相談支援にあたることです。

平成27年度から生活困窮者自立支援制度が施行され、総合支援資金及び緊急小口資金の貸付に際しては、原則として自立相談支援事業の利用が要件化されました。

民生委員はこれからも借入相談を通じ、自立相談支援事業と連携した支援を引き続き行います。

《各資金の概要》

●総合支援資金

失業等により日常生活全般に課題を抱える者に、生活再建までの間の生活費用等を貸し付けるもの

●緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に小額の費用を貸し付けるもの

●教育支援資金

低所得世帯に属する者に、高校・大学・高等専門学校等の入学、修学に必要な費用を貸し付けるもの

●不動産担保型生活資金

高齢者世帯に一定の居住用不動産を担保として生活費用を貸し付けるもの

※　ご相談は、お住まいの地区担当民生委員、または江津市社会福祉協議会（TEL0855-52-2474）にご連絡ください。